

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

河 北 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

河北町は、出羽丘陵に連なる葉山の南麓に位置し、農業生産等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、担い手の高齢化、減少等により耕作放棄が増加等することにより、国土の保全、水源のかん養、保健休養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、本町では、適正な農業生産活動を維持するとともに耕作放棄の発生を防止し、また、上記した様な多面的機能の確保を図る観点から、傾斜地等の農業生産条件の不利を補正する取組、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及するための取組等を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本町では、法第3条第3項第1号及び同項第2号、同項第3号に掲げる各事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	町内全区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業について、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、同一の生産組織、生産法人等により農業生産活動が行われている場合など営農上一体性がある場合において、複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

地域の実態に応じて、県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域（特認地域）

イ 対象農用地

急傾斜農用地（傾斜度が、田 1/20 以上、畑 15 度以上の農用地）

(2) 集落協定の共通事項

1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、取組に対する意欲や地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。